

# 令和8年度 取手市立藤代南中学校いじめ防止基本方針

## 1 いじめについて

### (1) いじめの定義

いじめとは、子どもと一定の人的関係にある者が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった子どもが心身の苦痛を感じているものをいう。

（取手市みんなでいじめをなくすための条例より）

なお、いじめの発生場所は、学校の内外を問わない。

### (2) いじめへの基本認識

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々の教育活動にて「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「適切かつ迅速な対処」を行うことが重要である。以下は、本学校教職員がもついじめについての基本的な認識である。

- ① いじめはどの子どもにも、どの学級や集団にも起こり得るものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- ④ いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤ いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥ いじめは教職員の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦ いじめは家庭教育の在り方に大きなかかわりをもっている。
- ⑧ いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。
- ⑨ いじめはいじめの子、いじめられる子、観衆、傍観者の四層構造が密接に絡まり合った集団全体の中で起こるものである。

## 2 いじめ防止等に関する基本理念

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は心身に重大な危険を生じさせる恐れがあるものとの共通認識に立ち、本校では以下の基本理念のものと*いじめ防止等*に取り組むこととする。

みんなでいじめをなくすためには、いじめが決して許されない行為であるとともにすべての子どもに関係する問題であるとの認識に立ち、学校及び保護者を中心にいじめを行わない子どもを育てなければならない。また市及び教育委員会、学校、子ども、保護者、市民及び事業者をはじめ地域社会を構成するすべての主体がそれぞれの責務又は役割を自覚し、連携を強化し、学校全体でいじめの防止等に取り組まなければならない。

いじめの防止等の対策は、すべての子どもがいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめを受けた子どもの心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、子どもが十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

さらに、いじめは、いじめの子ともいじめられる子どものほか、いじめをはやしたて面白がって見ている子どもたち（観衆）と見て見ぬふりをしている子どもたち（傍観

者)の四層構造が密接に絡まり合った集団全体の中で起こるものである。「観衆」がいじめの子どもを積極的に是認し、いじめに加担する存在であることはいうまでもないが、「傍観者」もいじめを抑止するどころか、かえっていじめを黙認し、いじめの子を支持する存在となることに十分注意を払い、集団全体にいじめを許さない雰囲気が形成されるようにしなければならない。

また、いじめを認知した場合は、いじめを受けた子どもの生命や身体を保護することが重要であることから、市及び教育委員会、学校、子ども、保護者、市民及び事業者等、関係者の連携の下、学校全体でいじめの問題を克服することを目指さなければならない。

### 3 「取手市新しい学校教育3つの取組」を踏まえた取組

#### (1) 全員担任制（中学校）の導入

全員担任制を導入する。複数の教職員目で生徒を見守り、生徒一人一人の日常の小さな変化に対応できるようにする。また、生徒も多様な大人との関係性を通して、人生においてより豊かな人間関係を築いていくことが期待できる。

#### (2) 教育相談部会システムの導入

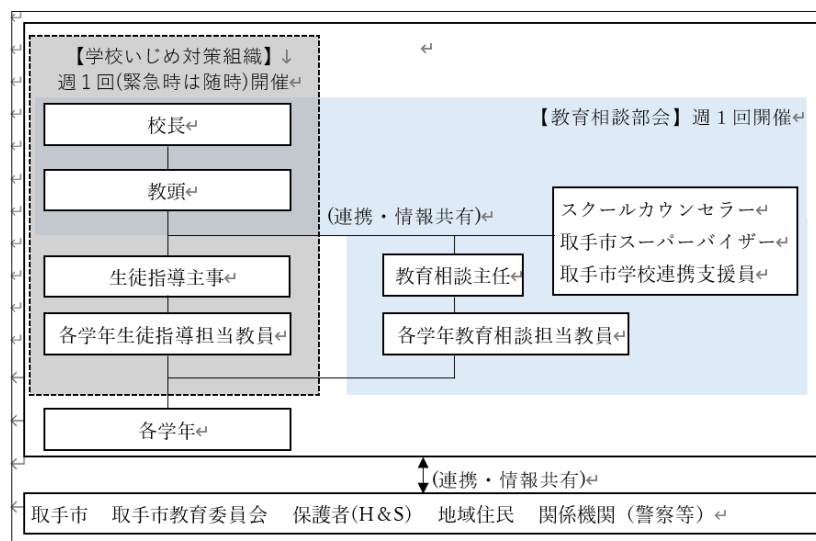
教育相談部会を設置し、生徒一人一人の不安やみ、困りごとに対して、継続してチームで支援できるようにする。各学校に設置する教育相談部会には管理職、教育相談主任、各学年の教育相談担当教員、養護教諭、スクールカウンセラー、学校連携支援員、スクールカウンセラー・スーパーバイザーなどが参加し、生徒の問題に対してアセスメントをした上で、どのような支援ができるかというプランニングを行い、チームで支援する。

#### (3) 2学期制

2学期制を導入する。生徒が学習にじっくり取り組める環境をつくることで、学力の向上に努める。また、教員が生徒と関わる時間を増やし、信頼関係を強くし、生徒指導の未然防止に努める。

### 4 いじめの防止等の対策のための組織（学校いじめ対策組織）

本校は、いじめの防止等に関する対応を効果的に行うため、以下のようないじめ防止等の対策のための学校いじめ対策組織を設置する。



当該組織は、本校が組織的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となり、以下の役割を担う。

- ① 学校基本方針に基づく取組の実施や、具体的な年間計画の作成、実行、検証、及び修正を行う。
- ② いじめの兆候を把握した場合やいじめの相談があった場合には、速やかに当該組織を立ち上げ、今後の対応について協議、判断をする。
- ③ いじめが発生した場合には、速やかに当該組織を立ち上げ、いじめを受けた子どもの支援や安全確保及びいじめを行った子どもに対する指導の体制、対応方針を決定する。
- ④ いじめへの対処等の取組が計画どおりに進んでいるかどうかの確認やいじめへの対処がうまくいかなかったケースの検証などを行い、学校基本方針及びそれに基づくいじめの防止等の取組について、P D C Aサイクルにより改善を図る。
- ⑤ 重大事態が起きた場合、市及び教育委員会と連携し、事態の収束に向け速やかに対応する。
- ⑥ 子ども及び保護者からのいじめの相談や連絡を受け付ける体制を整備する。

## 5 いじめの未然防止に向けた取組

### (1) 道徳教育の充実

子どもたちを、いじめの加害者にも、被害者にも、傍観者にもしないために、「いじめは許されない」ことを道徳教育の中でしっかりと学べるようにする。また、現実のいじめの問題に対応できる資質・能力を育むためには、「あなたならどうするか」を真正面から問い、自分自身のこととして、多面的・多角的に考え、議論していく「考え、議論する道徳」へと転換することが求められる。さらに、「思いやり、友情・信頼、生命の尊さ」を重視した道徳の年間指導計画を作成し、いじめに関する具体的な事例を取り上げて、子どもたちが身近に起こり得ることとして深く考えるような授業を積極的に行っていく。

### (2) 生徒会活動、学校行事、部活動での充実

いじめに向かわない子どもを育成するため、生徒会活動、学校行事、部活動において、すべての子どもが活躍できる場面や役割を設定し、子どもが他の子どもから認められる体験をもつことによって、自己有用感を高め、自分を律していく力と判断していく力を身に付ける。具体的には、いじめ防止のためのフォーラム（藤南フォーラム）や体験活動やボランティア活動等を実施する。

実施に際しては、子どもの発達段階や学校の実態に合わせ、効果的な取組となるよう配慮する。

### (3) 学習指導と生徒指導を一体化させた授業づくりの充実

授業は全ての生徒の発達を支える場であり、生徒一人一人が自己指導能力を身に付けていくための重要な時間である。自己指導能力とは、生徒が深い自己理解に基づき、「何をしたいのか」、「何をすべきか」、主体的に問題や課題を発見し、自己の目標を選択・設定して、この目標の達成のため、自発的、自律的、かつ、他者の主体性を尊重しながら、自らの行動を決断し、実行する力である。その力が学力の向上につながることはもちろん、いじめの未然防止にもつながっていく。そのために、生徒指導の実践上の視点を生かした授業づくりに取り組んでいく。

- ①個別最適な学び、自己存在感、自己肯定感を感じられる授業（自己存在感の感受）
- ②互いに認め合う、励まし合う、支え合う授業（共感的な人間関係の育成）
- ③自分の考えを自分なりに表現できるような授業（自己決定の場の提供）
- ④生徒の個性が尊重される授業（安全・安心な風土の醸成）

#### (4) 信頼感と安心感に根ざした学級づくりの充実

子どもの学校生活の基盤は学級であり、子ども一人一人にとって心理的に安定して帰属できる心の居場所とならなければならない。学級の中で、子どもたちが自分とは異なる考えやお互いのよさを認め合うところに信頼が生まれ、好ましい人間関係が築かれる。また、まじめに努力することが称賛され、まちがいや失敗を許し合う学級でこそ、安心感とみがき合いを生むものである。子どもをいじめに向かわせないためには、信頼感と安心感にあふれる学級づくりを行っていく必要がある。その際、学級集団アセスメントの結果を効果的に活用する。

- ① 子どもたちの創意工夫を生かした学級活動の充実
- ② 子どもがお互いのよさを認め合い、失敗が許される学級の雰囲気づくり
- ③ 学級の問題を子どもたち自身が話し合う場の充実
- ④ 一人一人の子どもの意見を尊重した自己選択や自己決定の機会の充実
- ⑤ 担任による一人一人の子どもたちとの触れ合いや教育相談の充実

#### (5) 教育相談と個別面談の充実

いじめの問題が深刻になる前にいじめを認知し、適切な対応がとれるよう、日頃から子どもと接する機会を多くもち、子どもが教職員に相談しやすい関係を構築する。また、子どもの生活実態について、定期的なアンケート調査（毎月実施の学校生活アンケート）や個別面談等、きめ細かな把握に努める。いじめの兆候を把握した場合やいじめの相談があった場合には、情報を把握した教職員一人に対応することなく、校長、教頭、教務主任、学年主任、生徒指導主事、教育相談主任等に報告し、速やかに組織的な対応を行う。必要に応じて「いじめ対策推進室」に相談し、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー及び学校連携支援員、学校教育相談員を活用することをとおしていじめの問題の早期解決を図る。

#### (6) インターネットを通じて行われるいじめの防止への啓発

インターネットを通じて行われるいじめは発見しにくいいため、子どもから情報を収集し、その把握に努める。また、情報が拡散すると完全な除去が困難であることから、子どもがインターネットの活用について自ら判断し、適切に活用できるようにする。インターネットによるいじめに対しては、学校だけの取組だけでなく、学校と家庭が連携・協力して、いじめの未然防止、早期発見・早期対処へ向けた取組を行っていく。

- ① 発達段階に応じた情報モラル教育の充実
- ② 保護者への啓発と家庭との連携

## 6 いじめの早期発見に向けた取組

### (1) 教職員の連携による支援

一人一人の子どもの悩みや困りごと、変化や小さなサインを発見し、生徒指導部会や教育相談部会を組織し、情報を共有してチームで支援できるようにする。情報共有に関しては、課題を抱える子どもや気になる子どもについての教職員間の情報共有システムを構築し（校内共有サーバー上の情報共有シートの活用）、組織で対応する。

## (2) いじめ予防授業の実施

子どもに対して「いじめと人権」をテーマに取り上げた教育を継続的に実施し、子どもの人権感覚を培うため、いじめ予防授業を実施する。

いじめ予防授業については、いじめに該当する他者の行為を目の当たりにした際の具体的な演技等を授業に取り入れる。

また、いじめの早期発見と抑止力につなげる手立てとして、いじめを許容しない集団の雰囲気醸成し、いじめの傍観者にならないための授業を実施する。

なお、授業の講師には、法律や心理の専門家を外部講師として活用することで、多様な視点からいじめと人権の問題にアプローチできるようにする。

## (3) アンケート調査の実施

学校は、いじめアンケート及び、ストレスチェック項目を含む教育相談アンケート（学校生活アンケート）を年間計画の中に位置付けて子どもに対して実施し、その結果を有効に活用するため、以下の対応を行う。

- ① アンケート後（特に気になることを記載した子どもは直後）に面談の時間を設ける。
- ② 教職員間で調査結果の確認の時間を設ける。その際、対応が必要な子どもをリスト化する等の方法により、対応に抜け漏れがないようにする。
- ③ 教職員の対応を明確化する。（いじめの防止等のための組織や管理職への共有方法及び報告ルート、生徒指導部会、教育相談部会、いじめの防止等のための組織等の各組織の役割分担も含む）
- ④ アンケート内容については、子どもの実態やそのときどきの状態などに合わせて改善する。

## (4) 保護者との連携

学校での子どもの様子や学校の取組を、必要に応じ家庭に連絡するなど、日頃から保護者との連携を密にすることによって、家庭で子どもの異変に気づいた場合、保護者から学校へ気軽に相談してもらえ関係づくりに努める。

また、市民、関係機関等と連携を図り、地域社会における子どもの様子についての情報提供を求める。

## (5) チェックリストの活用

いじめ重大事態に対する平時からの備えとして、「いじめ重大事態の調査に関するガイドライン チェックリスト」を活用していく。全職員で共通の取組をしていくことでいじめの未然防止、早期発見につなげていく。

## (6) 相談窓口の周知

いじめの相談については、保健室や相談室の利用とともに、Teams を活用した校内相談窓口やいじめ対策推進室、いじめ相談専用ダイヤル、メールによる相談など、多様な相談窓口を周知する。あわせて、「いばらき『心の健康観察』」や「子どもホットライン」（24時間体制・茨城県教育委員会）、「24時間子供SOSダイヤル」（文部科学省）、「子どもの人権110番」、「子どもの人権SOSミニレター」（法務省）、「匿名相談プラットフォーム STANDBY」など、各種相談窓口を子どもや保護者へ周知する。

<学校以外のいじめ相談窓口>

【いじめ対策推進室（取手市教育総合支援センター内）】

・いじめ相談ダイヤル 0297-63-2537 (9:00-16:30)

【茨城県いじめ・体罰解消サポートセンター（県南教育事務所内）】

・HP：<https://www.edu.pref.ibaraki.jp/ijimekaisho/kennanijimekaisho/index.html>

・メール：[kennanijimekaisho@edu.pref.ibaraki.jp](mailto:kennanijimekaisho@edu.pref.ibaraki.jp)

・電話：029-823-6770（月～金 9時～17時）

【子どもホットライン（茨城県教育委員会）：24時間対応】

・電話：029-221-8181

・FAX：029-302-2166

・メール：[kodomo@edu.pref.ibaraki.jp](mailto:kodomo@edu.pref.ibaraki.jp)

【24時間子供 SOS ダイヤル（文部科学省）】

・電話：0120-0-78310

【こどもの人権110番（法務省）】

・電話：0120-007-110（月～金 8時30分～17時15分）

## 7 いじめへの対処に向けた取組

いじめの連絡、相談を受けた場合には、速やかにいじめを受けた子どもの安全を確保するとともに、いじめの防止等の対策のための組織を活用し、校長のリーダーシップの下、当該いじめ事案に対して組織的に対応する。特に個々の子どもへの指導の前後に教職員間で指導内容を協議するとともに、二人以上の複数体制で対応する。必要に応じて、校長、教頭、教務主任、学年主任、生徒指導主事、教育相談主任、養護教諭、その他必要なメンバーにより構成するいじめの防止等の対策のための組織を設置する。

### (1) いじめを受けた子どもの保護

いじめの行為を確認した場合には、いじめを受けた子どもを守り通すことを第一とする。また、いじめを受けた子どもの保護者へ速やかに連絡をとり、状況の説明を行うとともに、家庭での心のケアや見守りを依頼する等、協力して対応する。

### (2) 事実の正確な把握

いじめを受けた子ども、いじめを行った子ども及び周辺の子どもの十分に話を聞き、いじめの事実を正確に確認する。また、アンケートや個別面談等を実施し、速やかに事態の把握を行う。学校だけでは解決が困難な場合、事案に応じて関係機関等と連携し、解決に向けた対応を図るとともに、把握した事実を教育委員会に報告する。

### (3) いじめを行った子どもへの対応

いじめを行った子どもに対しては、その行為が決して許されない行為であることを十分認識させ、すぐにやめるよう指導するとともに、決して繰り返さないよう指導する。その際、いじめを受けた子どもの立場に身を置き、相手の心の痛みを推測させることを通して、自己の行為の重大さを実感させ、深い反省の上に立って再発防止を自ら誓うことができるようにする。また、指導においては、本人の心の弱さを受け止め、心情に寄り添いながら指導することで、その後の学校生活への前向きな姿勢を引き出していく。

いじめを行った子どもの保護者に対しては、我が子の行ったいじめに係る事実を丁

寧に伝え、その行為の重大さをいじめを行った子どもとともに認識させ、解決に向けた道筋を示し、保護者の協力を求める。さらには、その後の子どもへの接し方や保護者としての役割について、適切に指導・助言等をする。

なお、いじめを受けた子どもから、対処に向けて「まだ動かないでほしい」と依頼され、本人の気持ちを尊重するあまり対応が遅れることがある。見守りと問題の先送りを混同せず、本人を守り、「安心・安全」を保障しつつ、問題の解決に向けて迅速・適切に取り組む。

#### (4) 周囲の子どもへの指導

いじめを受けた子どもの問題にとどめず、いじめを受けた子どものプライバシーに十分配慮した上で、学級及び学年、学校の問題として捉え、再発防止を含め、いじめ問題の根本的な解消を目指した取組を進める。

#### (5) インターネットを通じて行われるいじめへの対応

子どもがインターネット上に不適切な書き込み等を行った場合、被害の拡大を避けるため、削除させる等の指導を行い、削除ができない場合にはプロバイダに削除を求めるなど、関係機関への相談、協力を求める。

## 8 関係機関等との連携

### (1) 関係機関

学校だけでの対応では、指導に十分な効果を上げることが困難と判断した場合は、速やかに警察署、児童相談所及び市児童福祉主管課、法務局等の関係機関に相談する。

なお、いじめを受けた子どもの生命又は身体の安全が脅かされているような場合には直ちに警察に通報する。

### (2) 学校以外の団体等

塾や社会教育関係団体等、学校以外の場で起きたいじめの連絡を受けた場合、当該団体等の責任者と、子どもが在籍する学校が連携して対応する。

### (3) その他

いじめに関係する子どもが複数の学校に及ぶ等の場合には、関係学校同士が連携していじめの問題に対応する。

## 9 教職員研修の充実

いじめの問題に対する理解力・対応力の向上を目指し、いじめ問題専門委員会で策定した、再発防止策の提言を踏まえ、学校内における教職員研修の充実を図る。

- ① 調査報告書を基にした実践的事例研修を行い、いじめの未然防止、いじめの早期発見、いじめへの対処等に向けた技能の習得、向上を図る。
- ② 事例研究を通して、いじめの具体的な対応方法の共通理解を深める。

## 重大事態への対処

### 10 重大事態の定義

#### (1) いじめにより当該学校に在籍する子どもの生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受けた子どもの状況に着目して判断する。例えば、

- ① 子どもが自殺を企図した場合
- ② 心身に重大な被害を負った場合
- ③ 金品等に重大な被害を被った場合
- ④ 精神性の疾患を発症した場合など

#### (2) いじめにより当該学校に在籍する子どもが相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、次のようにする。

- ① 年間30日を目安とする欠席がある場合
- ② 一定期間、連続して欠席しているような場合には、①の目安の欠席日数だけでなく、子どもの状況等、個々のケースを十分把握した上で判断する。

※子ども又は保護者からいじめにより重大な被害が生じたと申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態として対応する必要がある。教育委員会又は学校は、重大事態の意味を踏まえ、個々のケースを十分把握した上で重大事態かどうかを判断し、報告・調査等に当たる。子ども又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

### 11 重大事態の判断

個々の事案が重大事態かどうかの判断は、法律や条令、基本方針やガイドラインに基づき判断することはもちろんのこと、教育委員会と連携して協議した上で、慎重に判断する。

### 12 重大事態が発生した場合の報告

重大事態が発生した場合は、直ちに「重大事態発生に係る報告書」を作成し、教育委員会に報告する。

### 13 重大事態が発生した場合の調査

いじめの重大事態の調査は、[「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（令和6年8月改定文部科学省）」](#)により適切に対応する。

#### (1) 調査の趣旨及び調査主体

- ① いじめの重大事態の調査は、法第28条及び条例第21条の規定に基づき、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行うものである。
- ② 教育委員会の判断の結果、学校が主体となって調査をする場合は、教育委員会より、必要な助言・指導、人的措置等の支援を受ける。

## (2) 調査を行う組織

学校が主体となる場合は、校内に法第22条に基づき設置した組織を母体としたものに第三者を加えた組織又は学校が第三者調査委員会を立ち上げた組織のどちらかで調査を行う。

## (3) 事実関係を明確にするための調査の実施

① 重大事態に至る要因となったいじめ行為の事実関係を可能な限り網羅的に明確にするために、次のような項目を調査する。

ア いつ（いつ頃から）

イ 誰から行われ

ウ どのような態様であったか

エ いじめを生んだ背景事情

オ 子どもの人間関係にどのような問題があったか

カ 学校・教職員がどのように対応したか

この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。たとえ不都合なことがあったとしても、事実にしっかりと向き合おうとする姿勢が重要である。附属機関等に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組まなければならない。

## (4) 調査結果の報告及び提供

① 調査結果の報告

法第28条及び条例第21条に規定する調査を実施したときは、その調査の結果を速やかに教育委員会に報告する。

② 調査結果の提供

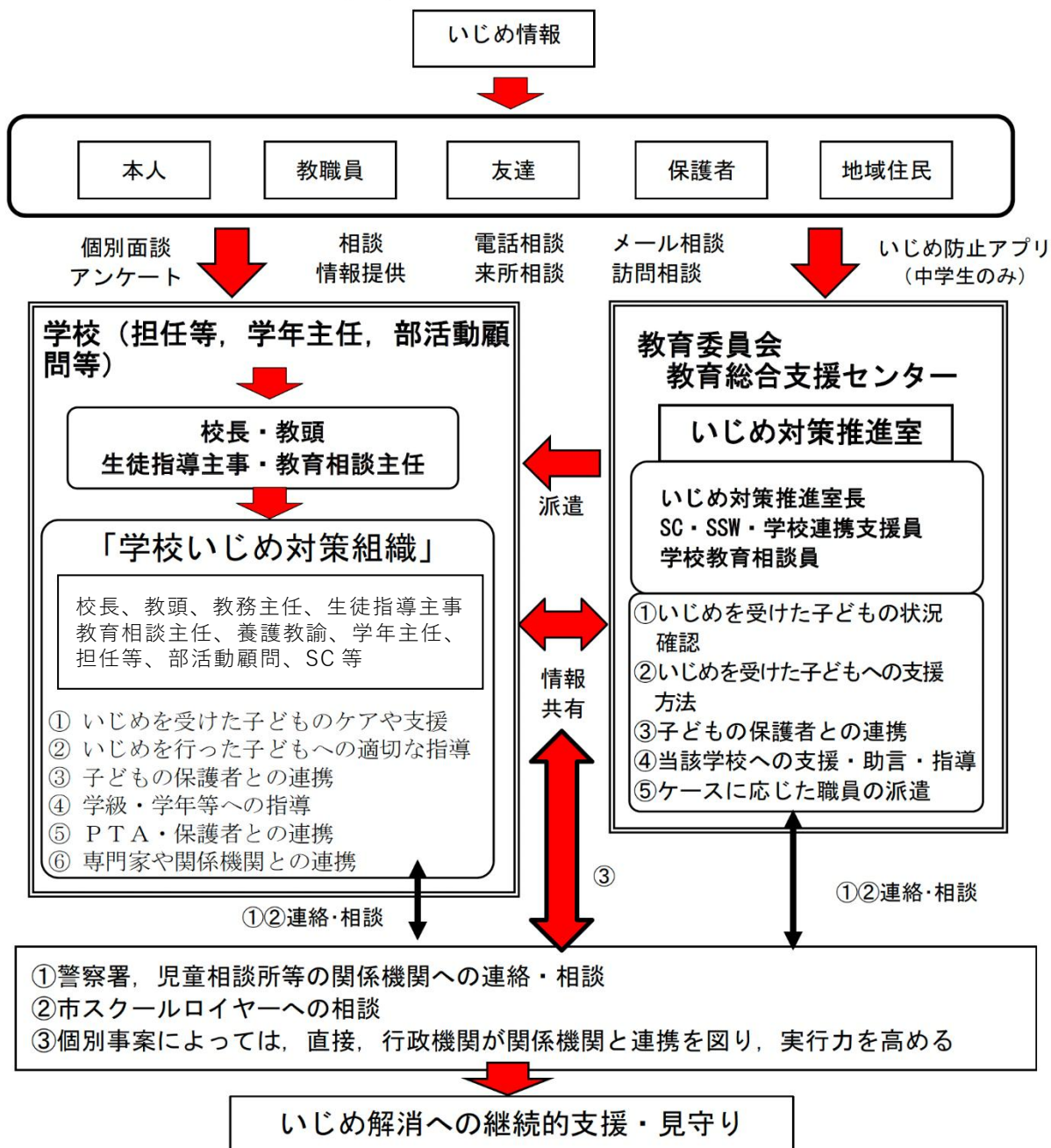
いじめを受けた子どもとその保護者に対して、事実関係等、必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた子どもやその保護者に対して説明する。また適時、適切な方法で、経過報告も行う。

## 取手市立藤代南中学校 いじめ防止等に係る年間活動計画

学校行事	学校いじめ防止プログラム	生徒主体の活動	
		生徒会活動	委員会活動
4月 ・1学期始業式 ・入学式・対面式 ・PTA総会 ・小中引渡訓練	◆学校生活アンケート1 ◆教育相談週間 ◆校内生徒指導全体会1 ・指導方針・指導活動計画等 ◆学年・学級開き人間関係づくり ◆いじめ報告(市提出)		●あいさつ運動(生活安全)
5月 ・表彰式 ・生徒総会	◆警察署による非行防止教室 ◆学校生活アンケート2 ◆教育相談週間 ◆小中連携生徒指導研修 ◆スクールロイヤーによる脱傍観者教育(2年) ◆スクールカウンセラーによる授業プログラム(1年) ◆いじめ報告(市提出)	★生徒総会	●あいさつ運動(生活安全) ●緑の羽募金(美化)
6月 ・総体壮行会 ・市郡総体 ・中間テスト	◆学校生活アンケート3 ◆教育相談週間 ◆いじめ報告(市提出) ◆外部講師による「命の教育」(全学年)		●あいさつ運動(生活安全) ●テスト予想問題作成(学習)
7月 ・県南総体 ・三者面談 ・職場体験(2年)	◆学校生活アンケート4 ◆教育相談週間 ◆いじめ報告(市提出) ◆情報モラル教育講演会		●あいさつ運動(生活安全)
8月 ・関東大会 ・全国大会	◆校内研修 ・いじめ校内研修・共通理解 ・夏休み後、2学期に向けての計画、確認 ◆いじめ報告(市提出)		
9月 ・体育祭結団式 ・体育祭 ・期末テスト ・新人戦壮行会 ・市郡新人戦	◆人間関係づくり ・SGE・SST等 ◆学校生活アンケート5・6 ◆教育相談週間 ◆いじめ報告(市提出)	★体育祭計画・運営 ★スローガン評価 ・自己評価	●あいさつ運動(生活安全) ●テスト予想問題作成(学習) ●体育祭準備(学年運営・体育)
10月 ・2学期始業式 ・県南新人戦 ・表彰式	◆学校生活アンケート7 ◆教育相談週間 ◆いじめ報告(市提出)		●あいさつ運動(生活安全)
11月 ・県新人戦 ・三者面談 ・紫輝祭	◆学校生活アンケート8 ◆教育相談週間 ◆小中合同あいさつ運動 ◆いじめ防止授業 ◆いじめ報告(市提出)	★スローガン評価 ・自己評価 ★小中合同あいさつ運動 ★紫輝祭準備	●あいさつ運動(生活安全) ●紫輝祭準備(学年運営) ●感染症予防の取組(保健)
12月 ・中間テスト	◆学校生活アンケート9 ◆教育相談週間 ◆薬物乱用防止教室 ◆いじめ報告(市提出)	★生徒会役員選挙準備 ★スローガン評価 ・自己評価	●あいさつ運動(生活安全) ●赤い羽根募金(美化) ●テスト予想問題作成(学習)
1月 ・県学診(1・2年) ・1年ｽｷ-学習 ・立会演説会 ・期末テスト(3年)	◆人間関係づくり ・SGE・SST等 ◆学校生活アンケート10 ◆教育相談週間 ◆いじめ報告(市提出)	★生徒会役員選挙	●あいさつ運動(生活安全)
2月 ・新入生保護者説明会 ・千葉・茨城公立学力検査 ・期末テスト(1・2年)	◆学校生活アンケート11 ◆教育相談週間 ◆いじめ報告(市提出)	★チーム藤南フォーラム (いじめ防止フォーラム)	●あいさつ運動(生活安全) ●テスト予想問題作成(学習)
3月 ・3年生を送る会 ・卒業式 ・修了式	◆学校生活アンケート12 ◆教育相談週間 ◆校内生徒指導全体会3 ・本年度のまとめ ・来年度の計画検討 ◆いじめ報告(市提出)	★来年度に向けての準備	●正しい生活確立推進運動 (学年運営)

※学校いじめ対策組織及び教育相談部会は、長期休業期間を除き毎週開催。

## いじめ事案発生時の対応フロー図



## 重大事態発生時の対応フロー図

